

## 【イギリス】2014 年反社会行動、犯罪及び警察法

海外立法情報課 岡久 慶

\* 体感治安に影響する反社会行動に対して、歴代政府は地方自治体や警察が簡単な手続で対応するための権限を幾つも定めてきた。2014 年反社会行動、犯罪及び警察法は 19 にも及ぶこれらの権限を 6 つに再編してより簡易な運用を可能としている。

-----

### 1 立法の背景

若年層による犯罪ギリギリの迷惑行為は反社会行動 (anti-social behaviour) と呼ばれ、市民の体感治安を悪化させる要因であり、2012 年度には 230 万件 (1 日 6,300 件に相当) が記録されている。メディアに頻繁に取り上げられるこうした問題は歴代の政府にとっても関心事項であり、警察や自治体が簡易な手続で事案に対処するための権限が制定され続け、その数は 19 にも達した。2014 年反社会行動、犯罪及び警察法 (以下「2014 年法」という。) は、これらの権限を 6 つに統合し、より被害者救済に重点を置く施策を盛り込んで刷新するものである。同法は飼犬の管理、火器の不法所持、強制結婚等についても規定を設けているが、本稿では反社会行動の取締り (14 部 186 条中 6 部 105 条) に絞って解説する。

### 2 2014 年法に基づく権限

2014 年法は次の 1 から 6 に基づく措置と、7 に基づいて地域の要望を反映させる枠組みによって反社会行動に対応する。

#### (1) 禁止命令

反社会行動 (人に迷惑をかけ、驚かせ、悩ませるか、その可能性のある行為) を行う 10 歳以上の者に、指定した行為を禁止又は要求する (例: 公共の場におけるスプレー缶所持又は酩酊の禁止、麻薬乱用に関する学習講座への出席) 命令。警察、地方自治体、家主、環境庁等の申請に基づき、裁判所が交付する。暴力の恐れがある場合は禁止命令の中に逮捕権限を盛り込み、禁止命令の違反に対して令状なしで逮捕を行うことが可能となる。命令違反は成年の場合最大で 2 年の拘禁刑と上限のない罰金が科され、未成年の場合は保護観察又は留置の命令を課される。

#### (2) 犯罪行動禁止命令

刑事犯罪で有罪宣告を受けた者に対し、裁判所が検察の要請に基づいて指定した行為を禁止又は要求する命令。命令の有効期間は未成年は 3 年まで、成年の場合は無期限とする。命令によって規定される特定行為の禁止と要求の具体的対象は、禁止命令の場合と同様である。命令違反は最大で 5 年の拘禁刑と上限のない罰金が科される。

#### (3) 解散権限

反社会行動を行う、又は行う可能性の高い者に指定した場所を退去し 48 時間戻らな

いよう指示を与え、所持物品を押収する権限。指示は警察官又は警察補助員（この場合権限が制限される）が、現場の判断と警部補以上の者の承認に基づいて緊急の場合以外は書面で交付する。指示に違反した場合は最大で3か月の拘禁刑と2,500ポンド（注1）の罰金が科され、押収に応じない場合は更に500ポンドの罰金が科される。

#### **(4) コミュニティ防護通知**

周囲の生活の質を下げる16歳以上の個人、企業及び団体を対象に、指定した行動を制限又は要求する（例：騒音の停止、ゴミだらけの庭を清掃する等）通知。警察官、警察補助員、地方自治体職員、又は住宅管理者等の地方自治体に指定された者が行使可能であり、違反は犯罪とされ、罰金（個人で2,500ポンド、企業で2万ポンド）や問題を起こす物品の没収、破壊等の罰則が科される。

#### **(5) 公共スペース防護命令**

コミュニティの生活の質を下げる公共スペースにおける問題に対処するため、当該スペースの利用について制限を課す（例：公園での飲酒禁止、子供の遊び場で犬をひもでつなぐ）命令。該当スペースのある地方自治体、その他国務大臣に管理を委託された者が交付可能だが、交付及び命令内容の変更に当たっては警察、地域代表等との事前協議が義務づけられる。命令は3年間有効だが、審査を受ければ無制限に更新できる。命令の違反は犯罪となり、最大で1,000ポンドの罰金が科される。

#### **(6) 迷惑と騒動に関連する施設の閉鎖**

ある施設において迷惑と騒動が発生するか、その可能性が高いと判断したとき、警察、地方自治体が通知によって当該施設を閉鎖する措置。通知による閉鎖期間は24時間だが、警視又は地方自治体の長等が発した場合は48時間となる。通知後、警察又は地方自治体は裁判所に当該施設を閉鎖する命令の申請を行わなければならない。裁判所は命令で最大3か月閉鎖を継続することができる。違反は犯罪となり、最大で3か月（通知）又は6か月（命令）の拘禁刑と上限のない罰金が科される。

#### **(7) 地域の要望の取入れ**

警察は担当地域が採用しうる法廷外処置（注2）を決めるに際し、地域住民との協議を行わなければならない。また警察官が反社会行動を行った者に対して当該処置を行うとき、被害者の意見を取り入れなければならない。さらに、特定の反社会行動事案に対する苦情が一定の条件（例：半年で同じ人物から3回以上苦情があった）を満たした時、関係機関で対応の是非についての審査を行うことを義務づける。

注（インターネット情報は2014年9月18日現在である。）

(1) 2014年9月18日現在、1ポンドは約178円である。

(2) Out of court disposals. 主に初犯の軽犯罪等を対象として、訴追の代わりに警察官が現場で下す警告、罰金通知等で処理を行うこと。

#### **参考文献**

・ *Anti-social Behaviour, Crime and Policing Act 2014*, 13 May 2014. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/12/contents>>